

公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程

平成19年4月1日
規程第53号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、職員（宮崎市が公立大学法人宮崎公立大学に派遣する職員を除く。以下同じ。）の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給与の区分)

第3条 給料は、就業規則第41条から第46条までに規定する労働時間（以下「正規の労働時間」という。）に対する報酬とする。

- 2 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特別勤務手当、給料の特別調整額（管理職手当）、管理職員特別勤務手当、専攻長手当及び時間外勤務手当とする。
- 3 賞与は期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給与

第1節 給料

(給料表)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、労働時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級及び号給により決定する。

- 2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第1号の一般職給料表の適用を受ける職員は、前項第2号の教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員とする。

4 第2項第2号の教育職給料表の適用を受ける職員は、宮崎公立大学学則第7条に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

5 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいてこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、細則で定める。
(職務の級及び号給の決定)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、細則で定めるところにより決定するものとする。

2 職員を昇格させるときは、細則で定めるところにより昇格させるものとする。

3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、細則で定める。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 7 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳以上の年齢）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの）にあっては、3号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 8 理事長は、職員の給料について、特に必要があると認めるときは、号給の調整を行うことができる。
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
- 12 就業規則第25条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額を、給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（計算期間）

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

（給与の支給）

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第45条及び第46条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節諸手当

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員（以下「特定教育職給料表職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教育職給料表4級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第1項ただし書き及び第3項の規定に関わらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の扶養手当の月額については、別表3に定めるものとする。

(扶養親族の届出)

第9条 新たに職員となった者に扶養親族（特定教育職給料表職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、特定教育職給料表職員から特定教育職給料表以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（特定教育職給料表職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び特定教育職給料表職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（特定教育職給料表職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、特定教育職給料表職員から特定教育職給料表職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定教育職給料表職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（特定教育職給料表職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、特定教育職給料表職員以外の職員から特定教育職給料表職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が特定教育職給料表職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（特定教育職給料表職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改正する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（特定教育職給料表職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある特定教育職給料表職員が特定教育職給料表職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教育職給料表4級職員が教育職給料表4級職員及び特定教育職給料表職員以外の職員となった場合

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で特定教育職給料表職員以外のものが特定教育職給料表職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教育職給料表4級職員及び特定教育職給料表職員以外のものが教育職給料表4級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍（職員を居住させるために設置される居住用の家屋をいう。以下同じ。）に居住している職員その他理事長が定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
 - (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額（その控除した額が3,000円未満のときは、3,000円とする。）
 - (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。
(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数

を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,000円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあっては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、細則で定める。
(特別勤務手当)

第12条 特別勤務手当は、公立大学法人宮崎公立大学職員の就業規則第50条の適用を受ける職員が、入学試験、職員及び任期付職員採用試験、公開講座等特別業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務に従事することにより第14条に規定する時間外勤務手当が支給される場合を除く。

- 2 特別勤務手当の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 大学入学共通テスト（本部、監督） 従事した日1日につき2万5,000円以下の範囲で理事長が別に定める額
- (2) 入学試験（本部、監督、面接、採点） 従事した日1日につき1万円
- (3) 推薦入試合格者オリエンテーション 従事した日1日につき1万円
- (4) 入学試験問題作成（英語） 従事した1期間につき4万円
- (5) 入学試験問題作成（小論文） 従事した1期間につき1万円
- (6) 職員及び任期付職員採用試験（採点） 従事した1期間につき1万円
- (7) 職員及び任期付職員採用試験問題作成（小論文） 従事した1期間につき1万円
- (8) 公開講座（定期、小中高等学生等） 従事した日1日につき2万円
- (9) 自主講座 従事した1講座につき2万円
- (10) 模擬授業（理事長が別に定める。） 従事した日1日につき5,000円
- (11) 出前講座 従事した日1日につき1万円
- (12) 標準担当科目数を超える科目を担当する場合、標準担当科目数を超える科目の授業の実施 次に掲げる区分に応じ、授業1回につき、それぞれ次に定める額
 - イ 教授 12,000円
 - ロ 准教授 11,400円
 - ハ 講師、助教、助手 10,800円
- (13) 教員免許状更新講習 次に掲げる区分に応じ、従事した時間1時間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 教授 8,000円
 - ロ 准教授 7,600円
 - ハ 講師、助教、助手 7,200円

（管理職手当）

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）にあるものについて、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定により支給する管理職手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 学部長 75,100円
- (2) 課長 62,300円
- (3) 附属図書館長、地域研究センター長、学生部長又は教務部長 53,900円

3 2以上の職を有する者の管理職手当は、支給割合の高いものを適用して支給する。

4 管理職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第25条第1項に規定する休職の場合並びに職務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

（専攻長手当）

第13条の2 専攻長手当は、宮崎公立大学人文学部専攻長に関する規程第2条第1項に規定する専攻長の職にある者について、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定により支給する専攻長手当の月額は、40,000円とする。

（時間外勤務手当）

第14条 正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間外に勤務した全時間に対して労働1時間につき、第22条に規定する労働1時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の労働時間が割り振られた日における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第46条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員は、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対して時間外勤務手当は支給されない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、就業規則第46条の規定により、あらかじめ就業規則第41条及び第42条により割り振られた1週間の正規の労働時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の労働時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の労働時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 4 正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の労働時間を超えてした勤務（就業規則第45条の規定に基づく休日における勤務のうち、第3号、第4号及び第5号の休日における勤務を除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と就業規則第46条第1項の規定により割り振り変更前の正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の労働時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（前項に規定する細則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 5 就業規則第47条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する細則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
（管理職員特別勤務手当）
- 第15条 第13条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第45条の規定に基づく休日（次項において「休日」という。）に1時間以上就労した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、第12条に規定する特別勤務手当が支給される場合を除く。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
 - 3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による就労1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、第1項に規定する場合で、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の就労にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 学部長又は課長は8,500円とし、附属図書館長、地域研究センター長、学生部長又は教務部長は6,000円とする。
 - (2) 第2項に規定する場合 学部長又は課長は4,300円とし、附属図書館長、地域研究センター長、学生部長又は教務部長は3,000円とする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 賞与

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日（次条及び第18条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で、理事長の定めるものについても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則で定める。

(支給制限)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第86条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第26条第2項の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(一時差止め)

第18条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事実若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、

その者に期末手当を支給することが、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支払を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で、理事長の定めるものについても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第16条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する細則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第4節 給与計算

(給与の減額)

第20条 職員が就業をしないときは、就業規則第47条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、就業規則第45条に規定する休日（就業規則第46条に規定する振替日を含む。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第21条 前条の規定により勤務しない1時間につき減額する額の算定する場合並びに第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を一の年における職員の所定の労働時間から当該年における就業規則第45条第3号に規定する祝日法による休日及び同条第4号に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）に割り振られた労働時間を減じたもので除した額とする。

第5節 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第14条の規定は、第13条に規定する管理職員には適用しない。

2 第8条から第10条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(専従休職者の給与)

第24条 就業規則第15条第2項に基づく労働組合専従休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

(休職給)

第25条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号(病気休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号(病気休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号(病気休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号(刑事休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、就業規則第15条第1項第3号(災害による生死不明又は所在不明の休職。次項に掲げる場合を除く。)に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の70以内で理事長が定める額を支給することができる。

6 職員が就業規則第15条第1項第3号(災害による生死不明又は所在不明の休職)に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が職務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内で理事長が定める額を支給することができる。

- 7 第2項及び第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは同項に規定する細則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは、「第25条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 就業規則第15条第1項第4号（その他の休職）の規定により休職にされた職員への給与については、理事長が定める。

第6節 給与の支払い

（給与の支給）

- 第26条 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、専攻長手当及び管理職手当は、毎月21日に支給する。ただし、その日が、就業規則第45条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 2 時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、その日が、休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 理事長は、特に必要があると認めるときは、前2項の支給日を変更することができる。
- 4 職員が死亡したときは、その遺族に支給する。この場合において支給方法等に関しては公立大学法人宮崎公立大学職員退職手当規程を準用する。

（給与の口座振替）

- 第27条 給与は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

（適用除外）

- 第28条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例（平成14年宮崎市条例第7号）の規定に基づき、宮崎市から法人に派遣される職員及び公立大学法人宮崎公立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成18年宮崎公立大学事務組合条例第5号）の規定により法人の職員となった者（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）の第3条に規定する給与については、第4条から第8条及び第10条から第25条の規定にかかわらず宮崎市職員の例による。

（雑則）

- 第29条 この規程に定めるほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（給料の経過措置）

- 第2条 公立大学法人宮崎公立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成18年宮崎公立大学事務組合条例第5号）の規定により法人の職員となった者（教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において、同日に施行する公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（平成22年附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

と、第19条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(施行期日)

- 2 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第16条第2項（「6月に支給する場合においては100分の125」の部分に限る。）、同条第3項及び第19条第2項第2号の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正前の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第25条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第16条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（育児休業細則第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成19年附則第2条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則
（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第14条第4項の規定は、平成22年12月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第25条第1項から第3項まで若しくは第5項から第7項まで若しくは第16条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(育児休業細則第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは平成22年附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(職員給与規程平成19年附則第2条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
教育職給料表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に改正前の公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程第10条第1項第2号の規定に該当する職員（その所有に係る住宅が当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入されたものである場合で、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間にある職員で同号の規定により平成25年3月に係る住居手当の支給を受けたもの（当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員を含む。）に限る。）については、同条第1項及び第2項の規定は、平成26年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「含む」とあるのは、「含み、当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入された住宅で、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間にあるものに限る」と、同項第2号中「1,500円（当該住宅が当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は4,000円）」とあるのは、「2,000円」とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月17日から施行する。
(適用区分)
- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第11条、別表第1及び別表第2の規定 平成26年4月1日
 - (2) 第19条及び平成22年12月1日改正附則第5項の規定 平成26年12月1日
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）の前に職務の級を異にして移動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切り替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日（施行日の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理

事長が定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を減じた額(0を上回るものに限る。)を給料として支給する。

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 4,000円
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 6,000円
- (3) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 9,000円

4 前項の規定は、職員が給与規程制定附則第2条の規定による給料を支給された場合には、適用しない。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第3項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第3項及び前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、第3項及び前項の規定に準じて、給料を支給する。

7 第3項から第6項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第16条第5項(給与規程第19条第4項において準用する場合及び育児休業細則第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第16条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額及び第3項から第6項の規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

8 第2項から前項までに定めるものの他、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。

(適用区分)

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 別表第1(1級1号給から93号給まで及び2級1号給から24号給まで)及び第19条並びに平成22年12月1日改正附則第5項の規定 平成27年4月1日
- (2) 別表第1(1級1号給から93号給まで及び2級1号給から24号給までを除く。)及び別表第2の規定 平成27年10月1日

(給与の内払い)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。

(適用区分)

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 別表第1及び別表第2の規定 平成28年4月1日
- (2) 第19条及び平成22年12月1日改正附則第5項の規定 平成28年12月1日

(給与の内払い)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間については、必要に応じて宮崎市給与条例の読替の例によるものとし、条例中「特定医療職給料表職員」とあるのは「特定教育職給料表職員」と、「行政職給料表8級職員等」とあるのは「教育職給料表4級職員」と、その他必要な扶養手当の届出の規定について読み替えるものとする。
- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間については、第8条第3項中「教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教育職給料表4級職員」という。）」とあるのは、「教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4级以上であるもの」とする。
- 4 第8条第5項及び別表3については、平成32年3月31日をもって削除する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行し、改正後の給与規程は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行し、改正後の給与規程は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における通勤手当に関する特例)
- 2 この規程の施行の日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第11条第2項第2号イからハまでの規定の適用については、同号イ中「2,000円」とあるのは「3,400円」と、同号ロ中「4,200円」とあるのは「4,750円」と、同号ハ中「7,100円」とあるのは「7,200円」とする。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月25日から施行し、改正後の給与規程は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において改正前の第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が3,000円以上の職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第10条第1項に該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条第2項第1号関係)

一般職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500

35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200

74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500	384,700	395,300	
103		297,800	345,900	385,100	395,600	
104		298,100	346,300	385,500	395,800	
105		298,300	346,800	385,800	396,000	
106		298,600	347,200	386,300		
107		299,000	347,600	386,700		
108		299,300	348,000	387,100		
109		299,500	348,500	387,400		
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			

113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125		304,200			

別表第2(第4条第2項第2号関係)

教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
2	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
3	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
4	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
5	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
6	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
7	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
8	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900
9	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400

17	252, 400	316, 000	368, 300	441, 500	568, 700
18	255, 500	318, 100	370, 500	443, 900	569, 500
19	258, 600	320, 100	372, 600	446, 200	570, 200
20	261, 700	322, 100	374, 500	448, 600	570, 900
21	264, 600	324, 100	376, 500	450, 700	571, 700
22	267, 600	326, 500	378, 400	453, 000	
23	270, 500	329, 100	380, 400	455, 400	
24	273, 400	331, 900	382, 100	457, 700	
25	276, 200	333, 900	383, 500	459, 700	
26	278, 800	335, 900	385, 300	461, 900	
27	281, 300	338, 000	387, 100	464, 000	
28	284, 000	340, 400	389, 000	466, 200	
29	286, 800	342, 800	390, 900	468, 300	
30	289, 200	344, 900	392, 600	470, 600	
31	291, 400	346, 800	394, 300	472, 800	
32	293, 800	348, 600	396, 000	474, 900	
33	296, 000	350, 600	397, 600	476, 800	
34	298, 200	352, 700	399, 400	478, 900	
35	300, 700	354, 800	400, 900	481, 200	
36	302, 900	356, 800	402, 700	483, 400	
37	305, 400	358, 400	403, 800	485, 500	
38	307, 000	360, 400	405, 400	487, 500	
39	308, 700	362, 500	406, 900	489, 400	
40	310, 400	364, 400	408, 400	491, 300	
41	312, 300	366, 300	409, 300	493, 300	
42	312, 800	368, 200	410, 900	495, 200	
43	313, 700	370, 000	412, 400	496, 900	
44	314, 600	371, 800	414, 000	498, 800	
45	315, 500	373, 600	415, 300	500, 700	
46	316, 500	375, 400	416, 900	502, 500	
47	317, 300	376, 900	418, 300	504, 300	
48	318, 300	378, 700	419, 900	506, 200	
49	319, 200	380, 200	421, 300	507, 900	
50	320, 100	381, 800	422, 600	509, 600	
51	320, 900	383, 400	423, 900	511, 400	
52	321, 700	385, 100	425, 200	513, 300	
53	322, 900	386, 200	425, 900	514, 900	
54	323, 700	387, 700	426, 900	516, 500	
55	324, 500	389, 100	427, 800	518, 200	

56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		

94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

別表 3

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	一般職給料表適用職員 及び教育職給料表 3 級以下	10,000	6,500	6,500	6,500	
	教育職給料表 4 級	10,000	6,500	3,500	3,500	
	教育職給料表 5 級	10,000	6,500	3,500	(支給しない)	
子		8,000	10,000	10,000	10,000	
父母等	一般職給料表適用職員 及び教育職給料表 3 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	
	教育職給料表 4 級	6,500	6,500	3,500	3,500	
	教育職給料表 5 級	6,500	6,500	3,500	(支給しない)	
職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額について		平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。(1名のみ適用)				